

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、市内中小企業等への高度外国人材の採用促進と定着を図るため、団体等が実施する外国人留学生の市内中小企業等へのインターンシップ参加等を支援する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高度外国人材 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条の2第2項に定める「高度専門職」「技術・人文知識・国際業務」「経営・管理」などの専門的・技術的分野の在留資格を持ち、企業において研究者やエンジニア、海外進出等を担当する外国人材のことをいう。
- (2) 外国人留学生 外国籍を有し、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学又は大学院に籍を置く高度外国人材になり得る留学生をいう。
- (3) インターンシップ 外国人留学生が在学中に企業などにおいて、自らの専攻や将来のキャリアに関連した就業体験を行うことをいう。
- (4) 中小企業等 市内に所在する中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に掲げるものその他市長が認めるものをいう。
- (5) 団体等 中小企業等において、外国人留学生のインターンシップ実施を支援しようとする市内に所在する法人、任意団体（3人以上で構成されるものに限る）、組合等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助事業を実施する主体（以下「補助事業者」という。）は、次に掲げる要件を満たす団体等とする。

- (1) 市内に所在し、主たる活動の場が市内であること。
- (2) 市税を完納していること。
- (3) 納税義務者に対して給与の支払をする者にあつては、市民税及び県民税の特別徴収義務者として指定されていること又は指定されていないことについて正当な理由があること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号にいずれかに該当する者は、交付対象としない。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」と

いう。) 第2条第1項に規定する暴力団をいう。)

- (2) 暴力団員等(条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。)となっている法人その他の団体
- (5) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする法人又は団体及び公の秩序に反する法人又は団体

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、市内で実施する事業で、次に掲げる事業その他の第9条第1項の規定による市長の決定を受けた事業とする。

- (1) 外国人留学生の採用促進に向けた中小企業等への啓発を目的としたインターンシップ導入セミナー等を開催する事業
- (2) 外国人留学生と中小企業等をマッチングするインターンシップ合同説明会等を開催する事業
- (3) 海外在住の高度人材を対象に市内中小企業等へのインターンシップや就職を促進する事業
- (4) 前3号に掲げるもののほか、外国人留学生の中小企業等へのインターンシップ参加支援に係る事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は補助事業としない。

- (1) 政治、宗教若しくは選挙活動を目的とする事業
- (2) 公序良俗に反する事業又は反するおそれがあると認められる事業
- (3) 市の他の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業
- (4) 国、他の地方公共団体又は公共的団体の助成制度による財政的支援を受けた事業、又は受ける見込みのある事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業の実施に要する経費で、市長が補助事業の実施に必要があると認める経費とする。

2 前項の補助対象経費の経費区分は、別表のとおりとする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額(千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた金額)とし、1事業あたりの限度額は50万円とする。

(事業の提案)

第7条 第4条第1項に規定による事業を実施しようとする団体等（以下「提案団体等」という。）は、提案する事業（以下「提案事業」という。）について、市長が定める期限までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金事業提案書（第1号様式）
- (2) 収支計画書（第2号様式）
- (3) 団体等概要書（第3号様式）
- (4) 団体等の規約及び活動がわかる資料等
- (5) 会員名簿等

2 前項の提案は、各提案団体等につき1つの提案事業に限り行うことができる。ただし、二次募集を行う場合は、この限りでない。

(提案事業の審査)

第8条 市長は、前条第1項の提案があったときは、補助事業の決定に関する審査及び補助対象経費の精査を、別に定める浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金審査委員会（以下「審査委員会」という。）に付託するものとする。

2 審査委員会は、前項の審査等を行う場合において、必要があると認めるときは、提案団体等から提案事業の内容等を聴取することができる。

(補助事業の決定等)

第9条 市長は、前条の規定による審査委員会の審査等の結果を考慮して補助事業を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により、補助事業の決定をしたときは、その旨を浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金審査結果通知書（第4号様式）により提案団体等に通知するものとする。

(交付の申請)

第10条 前条第1項により決定した補助事業の提案団体等（以下「補助事業者」という。）が、補助事業について補助金の交付を申請するときは、当該事業を実施する前において市長が定める期限までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付申請書（第5号様式）
- (2) 事業計画書（第6号様式）
- (3) 収支予算書（第7号様式）
- (4) 市税納付・納入確認同意書（第8号様式）
- (5) 納税義務者に対して給与の支払をする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第9号様式）

- (6) 暴力団排除に関する誓約書（第10号様式）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定及び条件）

第11条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、補助金を交付すべきであると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に対し、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付決定通知書（第11号様式）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、補助事業以外の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長が軽微であると認める変更を除く）又は補助対象経費の変更（補助対象経費の総額の20パーセント以下の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (8) 第20条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、第21条第1項及び第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (9) 第21条第1項及び第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (10) 補助事業を実施するにあたり、補助事業者の構成員又は補助事業者の構成員が代表を務める法人と契約する場合は、契約先を選定した理由をあらかじめ市長に報告すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(補助事業の変更等)

第12条 補助事業者は、前条第1項の決定を受けた補助事業の内容又は経費の配分の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をしようとするときは、あらかじめ次に掲げる書類を市長に提出してその承認を得なければならない。

- (1) 浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金事業変更承認申請書（第12号様式）
- (2) 変更事業計画書（第13号様式）
- (3) 変更収支予算書（第14号様式）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金変更交付決定通知書（第15号様式）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助事業の実績報告)

第13条 補助事業者は、補助事業完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付のあった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金実績報告書（第16号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

- (1) 実施報告書（第17号様式）
- (2) 収支決算書（第18号様式）
- (3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）
- (4) 補助事業を実施したことが分かる写真・資料等
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第14条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により確定した補助金の額を、補助事業者に対し、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付確定通知書（第19号様式）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第15条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受領後、市長に対して浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金請求書（第20号様式）により補助金を

請求することができる。

(補助金の交付)

第16条 補助金の交付は、前条の規定による請求を受けた日から30日以内に行う。

(概算払の承認申請)

第17条 補助事業の目的を達成するため市長が特に必要があると認めるときは、交付すべき補助金の額の100分の80以内において補助金の概算払をすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金概算払承認申請書(第21号様式)に資金状況調(第22号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

(概算払の承認)

第18条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、概算払による補助金の交付の承認または不承認を決定し、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金概算払承認・不承認通知書(第23号様式)により結果を通知するものとする。

(概算払の請求)

第19条 補助事業者は、前条による補助金概算払承認通知書を受領したときは、市長に対して浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金概算払請求書(第24号様式)を提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第20条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第11条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金を補助事業以外の他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分違反したとき。
- (3) 補助事業者が第3条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (4) 補助事業が第4条第2項各号のいずれかに該当することが判明したとき。
- (5) 補助事業により当該補助事業者に収益が生じると認められるとき。
- (6) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、取消しに相当する事由があるとき。

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

- 第21条 市長は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 2 市長は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、補助事業者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定による交付決定の取消し及び補助金の返還命令をするときは、補助事業者に対し、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付決定取消通知兼返還命令書（第25号様式）により補助事業者へ通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

- 第22条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に支払わなければならない。
- 2 補助事業者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(公表)

- 第23条 市長は、補助事業の概要を市のホームページ等で公表するものとする。

(その他)

- 第24条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金について適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条第2項関係）

経費区分	補助対象経費	備考
賃金	事業実施に伴い臨時に雇用した者（アルバイト等）の賃金等	<ul style="list-style-type: none"> ・臨時に雇用した者の賃金にかかる補助対象経費は、時給1,000円程度とする。（ただし、事業提案時の静岡県最低賃金を下回らないこと。） ・臨時に雇用した者について、勤務した日及び勤務した時間がわかる資料を提出すること。 ・その他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額を上限とする。該当する業務内容及び必要な資格について説明する資料の提出すること。 ・補助事業者の構成員への賃金は補助対象外とする。
報償費	外部講師、外部アドバイザー等に対する謝礼等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性・依頼内容に適した金額を補助対象とする。 ・補助事業者の構成員への報償は補助対象外とする。
旅費	【交通費】 外部講師、外部アドバイザー等に対する交通費	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費は実費負担分を補助対象とする。交通費の支給内容がわかるものを提出すること。 ・補助事業者の構成員の旅費は補助対象外とする。
	【宿泊費】 外部講師、外部アドバイザー等に要する宿泊費	<ul style="list-style-type: none"> ・県西部地域（浜松市、磐田市、掛川市、袋井市、湖西市、御前崎市、菊川市、森町）以外からの外部講師等で宿泊が必要な場合、1名1泊12,500円を上限として補助対象とする。 ・宿泊に伴う食事代は補助対象外とする。 ・補助事業者の構成員の宿泊費は補助対象外とする。
委託料	事業実施に不可欠な業務の一部を委託する場合に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業のほぼ全てを委託する場合は、補助対象事業として認められない。 ・委託料の中に補助対象経費として認められない経費が含まれていた場合には、補助対象経費から除外する。
使用料及び賃借料	会場等の借上料、レンタカー・バス等の車両の借上料、駐車場使用料、事業実施に必要な機器の使用料等	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の賃借料やパソコン・コピー機等の事務機器のリース代等は補助対象外とする。 ・取り消し忘れにより発生したキャンセル料等は補助対象外とする。
需用費	【消耗品】 税込単価2万円未満の物品の購入に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・飲食物は、補助対象外とする。 ・税込単価2万円を超える物品（備品）は補助対象外とする。
	【印刷製本費】 チラシ、ポスター、冊子等の印刷に要する経費等	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業の報告書作成費は、主催団体の記録のみを目的とする場合は補助対象外とする。
	【燃料費】 レンタカー等を利用した際のガソリン代	<ul style="list-style-type: none"> ・補助事業者又は構成員が所有する車両の燃料費は補助対象外とする。
役務費	はがき、切手代、郵便料、広告掲載料、保険料、その他手数料等	<ul style="list-style-type: none"> ・電話代は、補助対象外とする。
備考		
1 補助事業の実施に直接要する経費に限る。 2 補助金交付決定後に契約したものに限る。 3 領収書又は支払を証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）が提出できない経費は、補助対象経費から除外する。（交通費等の実費弁償分を除く。）		

第1号様式（第7条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地

団体の名称

代表者役職・氏名

連絡先 TEL

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 事業提案書

次のとおり事業を提案します。 ※全体を通じて簡潔に要点をまとめて記載してください。

1 事業名

2 実施期間（準備から事業開催後の支払処理等までを含む期間）

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

3 実施場所

4 概算事業費 円

5 団体の特色（提案事業を実施するにあたり、強みとなる特色）

6 課題（事業の提案にあたって解決したい課題、問題点等）

7 事業の目的・効果（課題を踏まえて記入）

8 事業の内容・スケジュール（具体的な実施内容、運営体制、スケジュール）

9 事業の目標（インターンシップ参加者数やインターンシップ実施事業所数などの目標値）

参加企業数 : 社

参加留学生数 : 人

マッチング成立数 : 件

10 他団体との連携（提案事業を実施するにあたり、連携する団体があれば記入）

11 事業終了後の計画・展望（3年後、5年後を見据えて記載）

第2号様式（第7条関係）

収支計画書

1 収入の部

単位：円

項 目	内容・算出根拠等	金 額 (補助金は千円未満切捨)
補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

項 目	内容・算出根拠等	金 額
賃金		
報償費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
需用費		
役務費		
計		

第3号様式（第7条関係）

団体等概要書

団体等名称				
事務所の所在地	〒			
	電 話		F A X	
	ホームペーヅ			
代表者役職・氏名				
担当者連絡先	氏 名			
	電 話		F A X	
	Eメール			
設立年月日				
団体等の種類				
会員数・社員数				
団体等の目的				
主な活動内容				

第4号様式（第9条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 審査結果通知書

令和 年 月 日付で提出された事業提案について、審査の結果、次のとおり通知します。

提案事業名	
提案者	
選考結果	採用します。 / 採用できません。
不採用の理由	
その他特記事項	

第5号様式（第10条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
団体の名称
代表者役職・氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

連絡先 TEL

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 交付申請書

令和 年度において浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 事業名

2 補助金交付申請金額 円

3 添付書類

- ・事業計画書（第6号様式）
- ・収支予算書（第7号様式）
- ・市税納付・納入確認同意書（第8号様式）
- ・納税義務者に対して給与の支払をする者にあつては、市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（第9号様式）
- ・暴力団排除に関する誓約書（第10号様式）

第6号様式（第10条関係）

事業計画書

1 事業名

2 実施期間（準備から事業開催後の支払処理等までを含む期間）

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

3 実施場所

4 概算事業費 円

5 貴団体の特色（提案事業を実施するにあたり、強みとなる特色）

6 課題（事業の提案にあたって解決したい課題、問題点等）

7 事業の目的・効果（課題を踏まえて記入）

8 事業の内容・スケジュール（具体的な実施内容、運営体制、スケジュール）

9 事業の目標（インターンシップ参加者数やインターンシップ実施事業所数などの目標値）

参加企業数 ： 社

参加留学生数 ： 人

マッチング成立数： 件

10 他団体との連携（提案事業を実施するにあたり、連携する団体があれば記入）

11 事業終了後の計画・展望（3年後、5年後を見据えて記載）

第7号様式（第10条関係）

収支予算書

1 収入の部

単位：円

項 目	内容・算出根拠等	金 額 (補助金は千円未満切捨)
補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

項 目	内容・算出根拠等	金 額
賃金		
報償費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
需用費		
役務費		
計		

第8号様式（第10条関係）

市税納付・納入確認同意書

令和 年 月 日

（あて先） 浜松市長
（取扱い 産業振興課）

補助金交付申請者

住 所(または所在地)

氏 名(または団体名)

（自署しない場合は、押印してください。）

明・大・昭・平 年 月 日 生

下記の補助金交付申請に伴い、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付要綱第10条の規定により、市において、補助金交付申請者の市税の納付又は納入の状況について確認することに同意します。

記

申請補助金 浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金

暴力団排除に関する誓約書

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

- 次に掲げる者のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
 - 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
 - 暴力団員等と密接な関係を有する者
 - 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

浜松市長あて

（誓約者）

住所（所在地）

氏名（名称及び代表者氏名）

（自署しない場合は、押印してください。）

第 1 1 号様式（第 1 1 条関係）

浜 松 市 指 令 第 号
令 和 年 月 日

様

浜 松 市 長 鈴 木 康 友

浜 松 市 外 国 人 留 学 生 イ ン タ ー シ ッ プ 支 援 事 業 費 補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

令 和 年 月 日 付 で 申 請 さ れ た 事 業 「
」
に つ い て、 浜 松 市 外 国 人 留 学 生 イ ン タ ー シ ッ プ 支 援 事 業 費 補 助 金 交 付 要 綱 第 1 1 条 第 1
項 の 規 定 に よ り 次 の と お り 条 件 を 付 し て 補 助 し ま す。

記

1 交付決定金額

	拾万	万	千	百	拾	円
--	----	---	---	---	---	---

2 条件

- (1) 補助金は、補助事業以外の経費に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業の内容の変更（市長が軽微であると認める変更を除く）又は補助対象経費の変更（補助対象経費の総額の 20%以下の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (5) 市長の求めに応じて、補助事業の遂行の状況を報告するとともに、その指示に従うこと。
- (6) 補助金の交付を受けた日から 5 年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- (7) 補助事業の完了により当該補助事業者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (8) 要綱第 20 条第 1 項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第 18 条の 2 の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (9) 要綱第 21 条第 1 項及び第 2 項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第 18 条の 3 の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (10) 補助事業を実施するにあたり、補助事業者の構成員又は補助事業者の構成員が代表を務める法人と契約する場合は、契約先を選定した理由をあらかじめ市長に報告すること。

3 その他

上記交付決定金額は、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金要綱別表に基づき精査した補助上限額です。補助金交付額の確定は、事業終了後（実績報告書提出後）に確定となります。

第12号様式（第12条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
団体の名称
代表者役職・氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

連絡先 TEL

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 事業変更承認申請書

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業の計画を下記のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業名
- 2 計画変更の理由（変更を受けようとする補助金の額及びその根拠等）
- 3 変更内容
- 4 添付書類
 - ・変更事業計画書（第13号様式）
 - ・変更収支予算書（第14号様式）

第13号様式（第12条関係）

変更事業計画書

※1事業名以外は、変更する項目のみ記入してください。

1 事業名

2 実施期間（準備から事業開催後の支払処理等までを含む期間）

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

3 実施場所

4 概算事業費 円

5 貴団体の特色（提案事業を実施するにあたり、強みとなる特色）

6 課題（事業の提案にあたって解決したい課題、問題点等）

7 事業の目的・効果（課題を踏まえて記入）

8 事業の内容・スケジュール（具体的な実施内容、運営体制、スケジュール）

9 事業の目標（インターンシップ参加者数やインターンシップ実施事業所数などの目標値）

参加企業数 : 社

参加留学生数 : 人

マッチング成立数 : 件

10 他団体との連携（提案事業を実施するにあたり、連携する団体があれば記入）

11 事業終了後の計画・展望（3年後、5年後を見据えて記載）

第14号様式（第12条関係）

変更収支予算書

1 収入の部

単位：円

項 目	内容・算出根拠等	金 額 (補助金は千円未満切捨)
補助金		
自己資金		
計		

2 支出の部

項 目	内容・算出根拠等	金 額
賃金		
報償費		
旅費		
委託料		
使用料及び賃借料		
需用費		
役務費		
計		

第 1 5 号様式（第 1 2 条関係）

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 変更交付決定通知書

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号をもって補助金交付決定した浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金交付決定額を次のとおり変更交付決定します。

記

1 変更交付決定金額

	拾万	万	千	百	拾	円

2 理由

第16号様式（第13条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
団体の名称
代表者役職・氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

連絡先 TEL

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 実績報告書

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号により補助金交付の決定を受けた浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

1 事業名

2 完了の年月日

3 補助金確定を受けたい額

円

4 添付書類

- (1) 実施報告書（第17号様式）
- (2) 収支決算書（第18号様式）
- (3) 領収書その他申請者が補助対象経費を支出したことを証する書類（名宛人が申請者と同一名義のものに限る。）
- (4) 補助事業を実施したことが分かる写真・資料等

第17号様式（第13条関係）

実 施 報 告 書

1 事 業 名

2 事業主体名

（共催、後援、協力等）

3 実 施 期 間（準備から事業開催後の支払処理等までを含む期間を記入）

令和 年 月 日（ ） ～ 令和 年 月 日（ ）

4 実 施 場 所

5 実 施 内 容

6 事業の効果、成果

7 事業の目標に対する実績

参加企業数 ： 社

参加留学生数 ： 人

マッチング成立数 ： 件

8 ま と め（今回の実施における反省点、次回に向けた計画、改善点など）

第18号様式（第13条関係）

収支決算書

1 収入の部

単位：円

項目	予算額	決算額	差額	内容・算出根拠等
補助金				
自己資金				
計				

2 支出の部

※内容等は、領収書等ごとに記載し、行が不足する場合は追加してください。

※領収書等支払いを証する書類は、領収書No.を記入し、番号順に整理して添付してください。

項目	予算額	決算額	差額	内容等	領収書No.
賃金					
報償費					
旅費					
委託料					
使用料及び 賃借料					
需用費					
役務費					
計					

第19号様式（第14条関係）

第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 交付確定通知書

令和 年 月 日付の実績報告書を審査の結果、下記の金額について、
浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金として確定します。

記

1. 事業名

2. 補助金交付確定額

	拾万	万	千	百	拾	円

（あて先）浜松市長

【請求者】

所在地

氏名・名称

代表者役職・氏名

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 請求書

令和 年 月 日付 第 号にて浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金の交付確定を受けた下記事業について、補助金を請求します。

1. 事業名

2. 請求額

	拾万	万	千	百	拾	円
--	----	---	---	---	---	---

※補助金交付決定額から概算支払額を除いた額

3. 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 該当を○で囲んでください	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第21号様式（第17条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

所在地
団体の名称
代表者役職・氏名

（自署しない場合は、押印してください。）

連絡先 TEL

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 概算払承認申請書

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号にて、補助金交付の決定を受けた浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金の概算払をされたく申請いたします。

記

1 概算払を必要とする理由

2 概算払を必要とする金額

	拾万	万	千	百	拾	円

※補助金交付決定額の100分の80以内に限られます。

3 概算払を必要とする時期 年 月

第22号様式（第17条関係）

資金状況調

単位：千円

区 分		月 別							計
		月	月	月	月	月	月	月	
収 入 の 部	補助金								
	自己資金								
	計								
支 出 の 部	賃金								
	報酬								
	旅費								
	委託料								
	使用料及 び賃借料								
	需用費								
	役務費								
	計								
差し引き残高									

第23号様式（第18条関係）

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金
概算払承認・不承認通知書

令和 年 月 日付で申請された浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金の概算払承認申請について審査した結果を通知いたします。

記

1 事業名

2 審査結果

3 概算払をする金額

	拾万	万	千	百	拾	円
--	----	---	---	---	---	---

4 概算払をする時期 年 月

第24号様式（第19条関係）

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

【請求者】

所在地

氏名・名称

代表者役職・氏名

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金 概算払請求書

令和 年 月 日付浜松市指令 第 号にて、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金の交付決定を受けた下記事業について、補助金を請求します。

1. 事業名

2. 請求額

	拾万	万	千	百	拾	円
--	----	---	---	---	---	---

※補助金交付決定額の100分の80以内に限られます。

3. 振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通 ・ 当座 該当を○で囲んでください	口座番号	
フリガナ			
口座名義			

第25号様式（第21条関係）

浜松市指令 第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 鈴木 康友

浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金
交付決定取消通知兼返還命令書

令和 年 月 日付 第 号をもって交付を確定した浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金について、浜松市外国人留学生インターンシップ支援事業費補助金要綱第20条第1項及び第21条第1項の規定により、下記のとおり交付決定を取消し、補助金の返還を命ずる。

記

- 1 事業名
- 2 取消（返還）理由
- 3 返還を命ずる額

	拾万	万	千	百	拾	円

- 4 交付金額 金 円
- 5 交付年月日 令和 年 月 日
- 6 返還期限 令和 年 月 日